

令和4年9月

9月補正予算の概要

(9月補正予算先議・9月補正予算)

荻田町

9月補正(先議)予算編成の基本的な考え方

原油価格・物価高騰等により大きな影響を受けている家庭や企業の負担を軽減するため、**水道の基本料金を全額免除とする**支援策を行います。

補正予算の柱

①物価高騰対策

水道の基本料金を6ヵ月間全額免除を行います。

187,523千円

この他、企業等より予定納付された税金を確定申告に基づき還付するため過誤納還付金を20,000千円計上しています。

議案第 49号 苅田町一般会計補正予算(第6号)

補正前	補正額	補正後
14,674,089	207,523	14,881,612

財源：国庫支出金81,540千円、繰入金105,983千円、繰越金20,000千円

9月補正予算編成の基本的な考え方

令和5年2月より、国が開始を予定している「マイナポータルを通じたオンラインによる転出・転入(転居)予約」サービスに対応するため新たなデジタルツールの導入や福岡県宿泊税交付金を活用した観光振興施策、町内進出企業への支援等の予算編成を行いました。

補正予算の柱

① デジタル (DX) 化

国の転出届・転入(転居)予約サービスに対応し、異動手続きに伴う住民の負担軽減と事務の効率化を図るため、新たなデジタルツールの導入を行います。

3,183千円

② 観光振興

福岡県宿泊税交付金を活用し、観光情報発信の強化に向けた取組みを行います。

5,363千円

③ 町内進出企業への支援

本町の低炭素で継続可能な産業の促進、産業振興・雇用機会の創出を目的とし、企業等に奨励金を交付します。

154,018千円

その他、オミクロン株対応ワクチン接種に係る経費、公共施設整備基金積立金等730,936千円を計上しています。

予算提案額の概要（総額）

議案第53号 苅田町一般会計補正予算（第7号）

単位：千円

補正前	補正額	補正後
14,881,612	893,500	15,775,112

補正予算の財源

	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	2,645,021	139,274	2,784,295
県支出金	1,265,598	12,667	1,278,265
繰入金	355,837	159,381	515,218
繰越金	130,291	579,363	709,654
諸収入	271,531	115	271,646
町債	318,600	2,700	321,300

予算提案額の概要（総額）

特別会計の補正予算

単位：千円

会計名 (補正号数)	補正前	補正額	補正後	主な内容
国民健康保険 特別会計 (第2号)	3,464,024	▲10,198	3,453,826	人事異動に伴う人件費の補正 前年度決算額確定による前年度繰上充用金の減額補正等
後期高齢者医療 特別会計 (第1号)	540,267	158	540,425	人事異動に伴う人件費の補正
介護保険 特別会計 (第1号)	2,945,963	39,018	2,984,981	人事異動に伴う人件費の補正 前年度の地域支援事業費の確定による補助金返還金等
土地区画整理事業 特別会計 (第1号)	894,386	▲7,058	887,328	人事異動に伴う人件費の補正

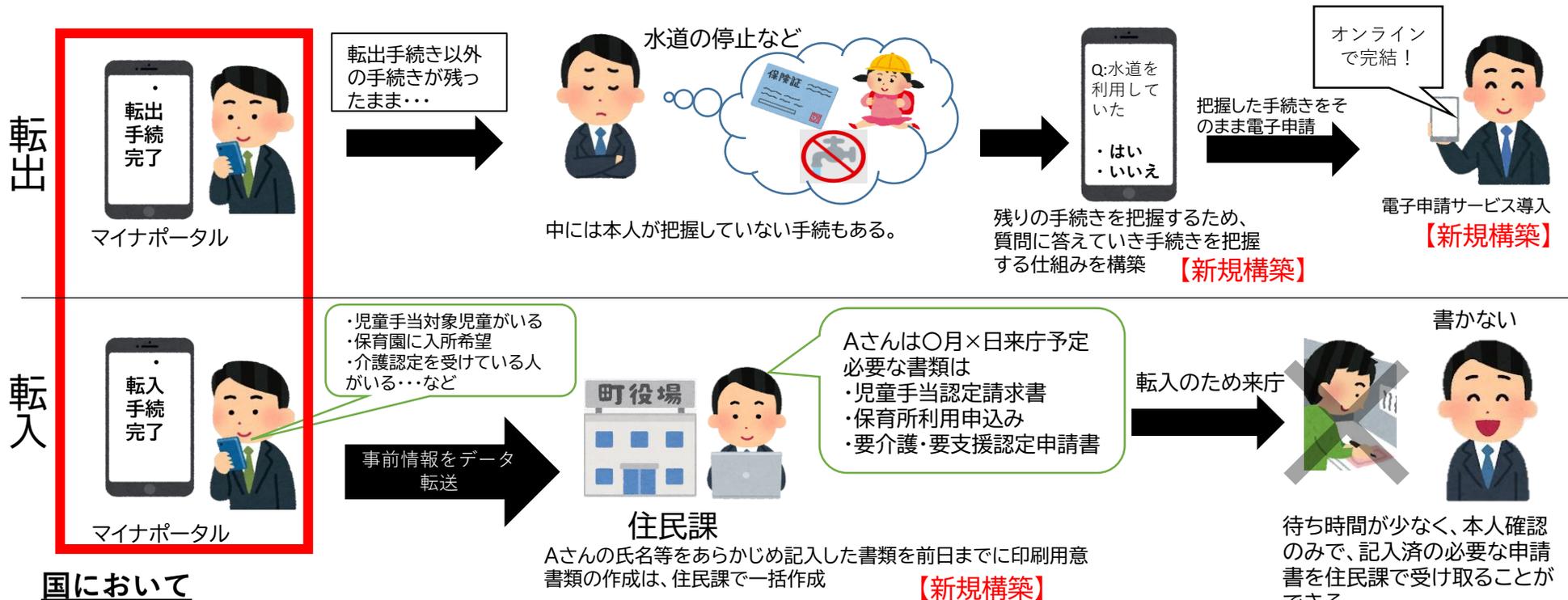
1. デジタル化 (DX) の推進

■ 【新規】 転出・転入(転居)手続きのワンストップサービス関連デジタルツール導入 3,183千円 デジタル推進室

事業の目的・概要

令和5年2月より、国が開始予定の「マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入(転居)予約」サービスに対応し、異動手続きを行う住民の負担軽減と事務の効率化を図るため、新たにデジタルツールの導入を行います。

転出者は住民異動届以外の手続きについてもオンラインで手続きを完結できます。一方、転入(転居)予定者は、マイナポータルから事前に必要な情報を送付し、来庁した際に、氏名、住所等が印字された申請書等を受け取り、確認を行うことで、何度も同じ情報を書く必要がない窓口対応が可能となります。(書かない窓口の実現)



国において
令和5年2月サービス開始

2. 観光振興

■ **【継続】観光パンフレット等作成及び観光地案内看板制作設置** **5,363千円** 交通商工課・生涯学習課
 (観光パンフレット等作成 2,925千円、観光地案内看板制作設置 2,438千円)

福岡県宿泊税交付金を活用して観光パンフレット・ハイキングマップをはじめとしたPR媒体を作成し、観光情報発信の拡充・強化に取り組めます。
 また、火災で損傷した広谷湿原の表示板の設置や等覚寺・青龍窟の案内看板等の町内観光地案内看板を制作設置します。



3. 町内進出企業への支援

■ 【新規】 カーボンニュートラル立地促進奨励金	150,000千円	交通商工課
【継続】 企業立地促進奨励金	4,018千円	

事業の目的・概要

本町における低炭素で持続可能な産業の促進を図ること、町民の雇用促進・町内の産業振興などを目的として、それぞれ「苧田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例」・「苧田町企業立地促進条例」に基づき奨励金を交付するものです。

奨励金名	今回該当要件	交付額
カーボンニュートラル立地促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電所の新設事業者 投下固定資産総額 10億円以上 ※上記要件には更に詳細な要件があります。	150,000千円（上限額） ※家屋及び償却資産の固定資産税相当額 （1回限り）
企業立地促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 製造業の事業所を増設 投下固定資産総額 2,000万円以上 ※上記要件には更に詳細な要件があります。	4,018千円 ※増設に係る固定資産税相当額 （3年度間）